

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	新再生エネルギー支援スキーム (YEKDEM) の FIT 条件	・トルコ政府は太陽光・風力を中心に再生エネルギー拡大を計画（新再生エネルギー支援スキーム (YEKDEM)）しているが、今後はポテンシャルの高い洋上風力の導入が期待される。 トルコでは経験のない洋上風力については外資招聘が必要になると思われるが、現状のFIT（固定価格買取制度）条件は外資が参入しづらいものとなっている。	継続	・FIT条件の改善（外貨ベース、期間15～20年間等）。	・New YEKDEM scheme
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	高輸入関税	・当社取扱品目の内、FTA未締結である日本、中国、インド製品において輸入関税が発生するため、本来、価格競争力があるにも関わらず、輸入関税フリーである欧州製品との競争力が失われている。（化学品部）	変更	・対象国とのFTA締結。	
2	日機輸	高輸入関税	・トルコから日本への輸出品（農産加工品食品）について、価格競争力があるにも関わらず日本とのFTA・EPA・TPPの先行する競合国（EU、チリ等）に対し日本の輸入関税によって競争力を失う状況。（食品部）	変更	・日土FTA（又はEPA）の早期締結。	
3	日農工	高輸入関税	・トラクタCBUの輸入関税が25%と高い。	継続	・EPA等で関税を下げたい。	
4	時計協	高輸入関税	・中国製品に特別1個当たりUS\$2.10が課税される保護政策を取っている。	継続	・規制撤廃。	
5	日鉄連	関税引き上げ	・2020年4月18日、鋼板類、ステンレス鋼板類、形鋼、棒鋼の関税を引き上げ。 ・2020年4月21日、棒鋼、線、鉄管の関税を引き上げ。 ・2020年5月20日、鋼板類、線、鋼管類の関税を引き上げ。 ・2020年6月28日、形鋼、線の関税を引き上げ。 ・2020年7月14日、4.18の引き上げ適用期間を9.30まで延長。 ・2020年9月24日、4.18-6.28公表の引き上げ適用期間を年末まで延長、一部は2021.1以降も適用となった。 ・2021年1月1日、4.21-6.28公表分を対象として、追加関税率を再設定（適用期限は確認されていない）。 ・2021年1月1日、4.18引き上げ分については、措置終了（延長公示なし）。 ・2022年12月31日、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施（2023.1.1～発効）。 ・2023年1月28日、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施（官報公示から30日後に発効予定→延期を受け、同年5月1日に発効）。 ・2023年12月31日、2024年1月以降の発行関税率および追加関税率を公表、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施。	変更		
6	日機輸	関税引き上げ	・2020年のトルコ輸入関税引き上げにより、日本の顧客がトルコ国内に設置する製造設備向け定期交換部品の輸入において大幅な関税額増となった。今後についても同様の事態を懸念。トルコ国内の生産活動、特に主に輸出に貢献するものは免除措置など準備されるべき。（食品部）	継続	・追加関税の撤廃、又は免税・減免措置の設定・運用の明確化。	
7	日機輸	追加関税措置	・2020年4月以降の一連の追加関税措置により日本製建設機械本体に5%（補給部品は種類に抛り7-40%）の追加関税が課されており、当該追加関税の対象とならない欧州や韓国製製品との厳しい競争を強いられている。	継続	・追加関税の撤廃。	・税関関連法
8	時計協	追加関税措置	・追加関税措置（4月18日～9月30日の時限措置）として、日本・中国を含む指定地域からの商品に45%の追加関税が課されている（EU/EFTAは追加課税非対象なのでスイス製ブランドは課税対象外）。 2020年10月以降も追加関税措置は継続となる（追加関税率は25%に軽減）。 2021年4月21日から追加関税率は10%に軽減。 ※2023年8月現在も継続中	変更	・追加関税の撤廃。	・4月17日付官報31103号 ・大統領令2424号
9	日鉄連	アンチダンピ	・2023年10月31日、経済省が日本、中国、インド、ロシアから輸入される	新規		

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		ング措置	熱延鋼板に対してアンチダンピング調査を開始。			
10	日鉄連	セーフガード措置	・2023年11月3日、経済省が線材輸入に対するセーフガード調査を開始。 -2023年12月31日、経済省が暫定セーフガード税の賦課決定を官報公示し、官報公示の7日後から200日間にわたり、トン当たり175 USDの暫定セーフガード税を賦課。	新規		
11	日機輸	関税差による競争力低下	・トルコと関税同盟を結ぶEU諸国および英国、FTAを結ぶ韓国からの関税が免除される一方、日本からの建設機械、フォークリフト輸入については関税が課され（建機：5%、フォークリフト：11.0～11.5%）、欧州・韓国製に対し競争力が大きく損なわれている。	継続	・日・トルコEPAの早期決着をお願いしたい。	・日本トルコEPA
12	日機輸	製造年規制による輸入制限	・建設機械の主要機種は製造年が当年度の機械しか輸入通関ができなくなっており、10-12月の船積みを妨げる要因となっている。結果年末にかけての在庫不足、年始の船積み集中による代理店の資金負担増等を招いている。	継続	・製造年による輸入規制の緩和。	・税関関連法
13	日機輸	通関規制の不明確	・食品輸入の規制が厳しく基準が明確でないと認識。食品サンプルの簡易輸入と正規輸入との境界（重量等）、正規輸入の要件が明確に説明されておらず、2021年に発生した食品サンプルでは輸入を断念し空港で廃棄する事態となった。（食品部）	継続	・規制の緩和、基準の明確化、税関毎の理解を標準化し運用上の差異を避ける。	
14	時計協	輸入通関時の製品検査の煩雑・高コスト	・輸入通関時にシステムで指定された製品は、製品検査（特定物質含有の有無）を受ける。EU REACH規則（EC）No.1907/2006に適合している旨の試験報告書が要求され、これをもって輸入許可を受ける（許可は1年間のみ有効）。輸入通関に時間と費用がかかる、現品検査のため欠品が生じる等の問題が生じる等、ビジネスに影響が及ぶ。	継続	・時計類の製造業者は、同規則で対象とされている特定化学物質の川下ユーザーとなるため、サプライチェーンで川上業者から得た含有情報とその妥当性をリスク管理することを表明することで適合性可として欲しい。	・TAREKS:Risk-Based Trade Control System
15	日農工	トラクタ輸入に係る完成品の同梱義務	・トラクタ輸入毎に販売台数に応じて本機完成品の同梱が必要。その為、コンテナ搭載効率が非常に悪い。	新規	・本機完成品の同梱ルールを廃止して欲しい。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	外貨借入規制	・外貨収入(※)があるトルコ居住者は国内外金融機関から外貨借入が一定範囲内で可能であるが、外貨収入がない場合は外貨借入が原則禁止。一方、仮に現地通貨を借り入れる場合は、昨今の政策金利大幅引き上げにより市中金利60%超であり、資金調達に困難な状況。 (※)外貨収入の定義は、輸出に伴い獲得した外貨収入であり、トルコ国内取引により得た外貨収入は含まれない。	継続	・外貨借入規制の撤廃。	・為替管理関連法
2	日機輸	銀行貸出規制	・2022年来、中銀による国内貸付、外貨買付に係る規制が頻繁に発効あるいは改正され、且つ即日発効の場合もあり、資金繰りに甚大な影響を及ぼす可能性がある。	継続	・中銀による現行の貸出規制の撤廃。 ・また、規制発行時における猶予期間の設定。	・CBRT Regulations
3	日機輸	国内外貨決済の不可	・2022年4月の通貨価値保護法の改正により、国内企業への物品販売代金の回収を外貨ではなくトルコリラで行わなければならない、輸入商品販売において為替変動リスクを負わざるを得ない状況が継続している。	継続	・通貨価値保護法を再度改正し、国内外貨建て決済の実施を可能とする。	・通貨価値保護法
4	日機輸	国内外貨決済の不可	・国内外貨決済が禁止され、更に外貨への両替手数料が上昇し、採算に深刻な影響を受けており、取引継続の見直しにもつながらかねない状況。	新規	・通貨価値保護法を再度改正し、国内外貨建て決済の実施を可能とする。 ・応急処置として、外貨への両替手数料をゼロにする。	・通貨価値保護法
5	日機輸	為替先物規制	・在トルコ企業は、トルコ国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。	継続	・外貨管理規制の緩和。	
6	日機輸	為替先物規制	・在トルコ企業はトルコ国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。	継続	・外貨管理規制の緩和。	
7	日機輸	為替規定の運	・中央銀行（TCMB）より新規規定が次々と発信されるが、詳細運用について	継続	・新制度についての情報集と早期対	・Press Releases from

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		用の不明確	の情報が不足して実務的な対応が難しい。		応。	TCMB
8	日機輸	クロスボーダー資金調達上の制限	・ 国外の財務拠点から借入を行う場合、財源使用税、印紙税、VAT等様々な税金が付加され、極めて割高となる。	変更	・ 税制改正による、課税撤廃。	
5. 税制						
1	日機輸	RUSF課税	・ RUSF (Resource Utilization Support Fund : トルコ語ではKKDF、日本語では財源使用税) は、トルコの居住者が銀行から資金を借入れる際、あるいは、商品を現金前払い決済以外の方法で輸入する際に、所定のレートにより計算された金額が課税されるトルコ独自の制度。海外メーカーから商品(トラック)を仕入れる際に延払条件を受けているが、RUSF制度の存在により、輸入通関迄にメーカーへの返済を余儀なくされており、資金繰りに影響を及ぼしている。	継続	・ RUSF制度自体の撤廃。或いは特定品目(トラック)に対するRUSF適用税率の6%から0%への変更。	・ 税関関連法
2	日機輸	RUSF課税	・ 非居住者から居住者への融資に対しRUSF (Resource Utilization Support Fund=財源使用税) がかかるため、グループ全体の資金効率が低下する。	継続	・ RUSFを撤廃して頂きたい。	・ KKDF (Resource Utility Support Fund) ・ 官報2011.10.13付28083号 ・ Decision No2011/2304
3	日機輸	RUSF課税	・ 輸入品代金は通関時に支払い済みの証明を提出しなければ、関税とは別に輸入申告額の6%相当額のRUSF (Resource Utilization Support Fund=財源使用税) を追加で支払う必要がある。RUSFの支払いを避けるためには、輸入時の即時の代金支払いができるよう、地場銀行からの借入により資金を追加で手当する必要があるため、資金効率と利益率が著しく低下する。	継続	・ RUSFを撤廃して頂きたい。	・ KKDF (Resource Utility Support Fund) ・ 官報2011.10.13付28083号 ・ Decision No: 2011/2304
4	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・ OECDをはじめBEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする国があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないものであり、各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重(または多重)課税となりがねない複雑な課税に繋がることが懸念される。それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業(資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外)であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス(課税の根拠となる結びつき)のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・ 既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・ 今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・ BEPS2.0プロジェクト ・ Law 7194
6. 雇用						
1	日機輸	現地人雇用義務	・ 工期6か月以上の機器+据付指導員派遣(S/V)は、P/Eの対象となるが、P/E設立の為に、外国人(=S/V)1名の雇用に対して5人のトルコ人を雇用する必要がある、現地に製造拠点を設けない(=トルコ人を多く雇用できない)本邦企業にとって契約履行の妨げになっている。	継続	・ 1:5ルール撤廃。	・ トルコ労働省: 2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	Assemble Visaの短い有効期間	・ S/V派遣にはAssemble Visa (入国より1年間の間に3か月有効)の取得が必要だが、3か月以上の期間延長が不可のため、据付期間が3か月以上に渡る場合、S/Vの変更が必要となり無駄な手間とコストがかかる。	継続	・ Assemble VISAの期間延長。	・ トルコ労働省: 2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」
2	日機輸	社会保障協定の未締結	・ 社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。	継続	・ 社会保障協定の締結に向け、交渉開始をお願いしたい。	・ International Social Security Agreement

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	商標権に関する問題点	・商標権侵害における刑事摘発からの刑事訴訟の長期化。 (事例：3年経過しても一審審理中)	継続	・審理早期化。	
2	時計協	摘発令状取得の困難	・摘発令状に関する裁判所側のルールが厳格化された模様。このため、摘発令状の取得が困難になっており、模倣品業者の摘発ができない。	継続	・令状発行のための判断基準の提示、明確化。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。